

改正前					改正後					
別表3					別表3					
評価項目		細目	留意事項	様式番号	評価項目		細目	留意事項	様式番号	
(1) 企業の技術力	略	略	略	略	(1) 企業の技術力	略	略	略	略	
	②	略	略	略		②	略	略	略	略
	企業の技術的 能力	作業船 の保有 状況	① 略 ② <u>保有が確認できる資料として、登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。</u> ③～⑤ 略	—		企業の技術的 能力	作業船 の保有 状況	① 略 ② <u>保有及び保有比率又は保有及び支払比率が確認できる資料として、登記簿又は海上保険証券の写しを添付すること。</u> ③～⑤ 略	—	
	略	略	略	略		略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

「

自 社 保 有 有 り	共 同 保 有 有 り	保 有 な し
----------------	-------------	------------

様式第2号中

「

自 社 保 有 又 は 共 同 保 有 (5 0 % 以 上)	共 同 保 有 (2 0 % 以 上 5 0 % 未 満)	共 同 保 有 (2 0 % 未 満)	保 有 な し
--	---------------------------------------	--------------------------	------------

を

」

「保有が」を「保有及び保有比率又は保有及び支払比率が」に、「登記簿謄本、船舶検査調書」を「登記簿」に改め、「のうち、いずれか」を削り、「また」の前に「※作業船の保有比率を確認する資料として「登記簿」、保険支払比率を確認する資料として「海上保険証券」の写しを求めるものとする。なお、登記簿と海上保険証券とで記載された比率が異なる場合、海上保険証券の比率にもとづき判定する。」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。